

FP Topics = 新型コロナウイルス対策 (助成金) = 2020年3月号

コロナウィルスの影響はいかがでしょうか？全世界で大変な状況となっています。私の身の回りでは食料品や日用雑貨等の調達等は、普段通りの生活ができています。《マスク》だけは手に入りませんでした。金曜日にAmazonで購入することができました。どうやら中国から発送されるようです。マスクも順次供給されるとありがたいですね。各家庭や企業でも経済的な影響はたいへん懸念されます。私も学校関係の仕事に大きな影響がでています。コロナウィルスの影響により就業（営業）ができない場合の助成については、今後詳細な発表があると思われませんが、今月は、現在すでに公表されている助成制度について、重要なものをお知らせしたいと思います。

事業主の皆さまへ



新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金 (労働者を雇用する事業主の方向け)

令和2年2月27日から3月31日までの間に

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども
- ・ 新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども

の世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、**有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主に対する助成金制度を創設します！**

* 詳細は裏面をご参照ください

➡ 事業主の皆様におかれては、本助成金を活用して有給の休暇制度を設けていただき、年休の有無にかかわらず利用できるようにすることで、保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境を整えていただければ幸いです。

【助成内容】

- **有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額 × 10 / 10**

具体的には、対象労働者1人につき、対象労働者の日額換算賃金額（※）×有給休暇の日数により算出した合計額を支給します。
※各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもので（8,330円を超える場合は8,330円）

【申請期間】

- **令和2年3月18日～6月30日までです。**

- * ①雇用保険被保険者の方用と、②雇用保険被保険者以外の方用の2種類の様式があります。
- * 事業所単位ではなく法人ごとの申請となります。また、法人内の対象労働者について1度にまとめて申請をお願いします。

事業者向けのアナウンスになっていますが、被雇用者にとっても重要な情報です。通常の休業補償では、平均賃金の100分の60以上となっています。助成内容などについても会社にしっかり確認する必要があります。支給の要件や、様々な定義については紙面の関係上、割愛させていただきますが、詳しい内容については厚生労働省のHP等で確認してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

もう一つの助成金は、各都道府県の社会福祉協議会が実施している生活福祉貸付制度です。基本的には低所得世帯についての貸付制度ですが、今回のコロナウイルス対策では、低所得世帯以外にも助成枠を拡大しています。休業等で生活資金に悩んでいる世帯についても助成可能です。お住いの市区町村社会福祉協議会にお問い合わせください。**受付開始⇒3月25日（水）**

赤字は従来の要件を緩和したもの。

主に休業された方向け（緊急小口資金）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■ 対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

- ※ 従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。
- ※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても、対象となります。

■ 貸付上限額

- ・ 学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内
- ・ その他の場合、10万円以内

- ※ 従来の10万円以内とする取扱を拡大。

■ 据置期間

1年以内

- ※ 従来の2月以内とする取扱を拡大。

■ 償還期限

2年以内

- ※ 従来の12月以内とする取扱を拡大。

■ 貸付利子・保証人

無利子・不要

■ 申込先

市区町村社会福祉協議会

主に失業された方等向け（総合支援資金）※

※総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

■ 対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

- ※ 従来の低所得世帯に限定した取扱を拡大。
- ※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても、対象となります。

■ 貸付上限額

- ・ (二人以上) 月20万円以内
 - ・ (単身) 月15万円以内
- 貸付期間：原則3月以内

■ 据置期間

1年以内

- ※ 従来の6月以内とする取扱を拡大。

■ 償還期限

10年以内

■ 貸付利子・保証人

無利子・不要

- ※ 従来、保証人ありの場合は無利子、なしの場合は年1.5%とする取扱を緩和。

■ 申込先

市区町村社会福祉協議会

注 原則、自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件となります。